

北福島医療センター 売店運営及び入院セット運営事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、北福島医療センターにおける売店及び入院セット（※売店、コンビニエンスストア、入院セット提供等）の運営を通じて、患者、来院者及び職員の利便性向上と質の高いサービスの提供を図り、あわせて職員の業務負担軽減に寄与することを目的とし、その運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名：北福島医療センター 売店運営及び入院セット運営事業
(例：入院セット提供業務・売店運営事業)
- (2) 業務内容：別紙「売店仕様書」「入院セット仕様書」のとおり
- (3) 業務場所：北福島医療センター 外来棟 1階（51.26㎡）※別紙図面のとおり
- (4) 業務期間：令和9年3月1日 から令和14年3月31日までの5年以上とし、以後更新可とする。ただし、途中解約については、病院と運営事業所による協議の上、決定とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

- (1) 本事業の運営を希望する事業者を公募
- (2) 運営希望者による企画提案書の提出
- (3) 状況に応じてプレゼンテーションを実施し、業務提案書、業務遂行能力、過去の受託実績等を総合的に評価し、最優秀提案業者を選定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しないこと。
- (2) 福島県に所在する200床以上の病院で、1年以上の入院セット事業、または、売店・コンビニエンスストア運営実績を有すること。
事業単位ごとに個別契約を締結する場合は、当該事業に係る実績を有していること。
また、事業提携、再委託その他これらに類する形態により業務を実施する場合は、あらかじめ発注者へ申し出ること。
- (3) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者（役員等への登用含む）でないこと。
- (5) 国、地方自治体等の公的機関から指名停止または指名除外等の措置を受けている者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税等の公租公課を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

- ・実施要領等の配布期間：令和8年10月13日（火）～令和8年10月20日（火）
- ・質問書の受付期限：令和8年10月20日（火）17時まで
- ・企画提案書等の提出期限：令和8年10月30日（金）17時まで
- ・書類審査：令和8年11月5日（木）
- ・プレゼンテーション審査：状況に応じ実施
候補日：令和8年11月12日 13時～18時 1社あたり30分程度
- ・審査結果の通知：令和8年11月20日（金）頃
通知方法：電子メールにて通知します。
- ・契約の締結：令和8年11月30日（月）
- ・業務開始：令和9年3月1日（月）

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

- ① 配布期間：令和8年10月9日（金）から令和8年10月20日（火）まで
- ② 配布方法：北福島医療センター 総務課にて配布

(2) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限：令和8年10月20日（火）17時まで
- ② 提出方法：電子メール等により指定の提出先へ提出すること。
- ③ 回答方法：令和8年10月23日（金）まで都度回答を行う

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類：企画提案書（原則A4判）、実施スケジュール及び実施体制、価格提案書（見積書等）
- ② 提出期限：令和8年10月30日（金）17時まで
- ③ 提出方法：持参又は郵送
- ④ 提出部数：原本1部持参又は郵送及び電子データ

（提出方法の注意点のようなもの）追記することも可能

ア 持参又は郵送とする。

イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日及を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までを受付時間とする。

ウ 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。

エ 企画提案書等の提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（提出書類）

（1）提出書類

ア 会社概要及び会社概要パンフレット

イ 業務実績一覧表（任意様式、書類審査用資料）

業務名、発注者、履行期間、病床数、業務の概要等を1件 10件以下まで明記すること。

ウ 企画提案書（原則A4判）、実施スケジュール及び実施体制、価格提案書（見積書等）

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法：当院が設置する選定委員会において、提出された企画提案書（及びプレゼンテーション）の内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 受託候補者の特定：審査の結果、最も優れた提案を行った者を受託候補者として特定する。

(3) 審査結果の通知：参加事業者全員に書面又は電子メール等にて通知する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

8 契約に関する事項

受託候補者と当院が協議し、業務開始時期及び詳細な業務内容等を確定させたうえで契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合には、審査結果において次点となった事業者と協議を行うこととする。

9 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての資料は返却しない。

(2) 提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は原則として認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

10 留意事項

(1) 欠格事項：次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とし失格とする。

- ・参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ・本要領等に違反すると認められた場合

(2) その他

- ・提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・緊急やむを得ない事由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことができる。

11 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒960-0502 福島県伊達市箱崎字東23-1

担当部署：北福島医療センター 総務課

担当：半澤 長澤

電話番号：024-551-0551

E-mail：youdo@jinsenkai.or.jp